

特定事業主行動計画に基づく取組実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

宮古地区広域行政組合事務局

○特定事業主行動計画に基づく取組実施状況

1 目 標

- (1) 令和7年度までに、年次休暇の取得日数を12日以上とする。
- (2) 令和7年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、それぞれ5日以上とする。

2 実 績

- (1) 年次休暇取得状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

取得日数 平均 11日0時間（対象18人）

- (2) 特別休暇取得状況

事由	対象者数	取得者数	取得日数
配偶者の出産	0人	0人	0日
育 児 参 加	0人	0人	0日

○女性の職業選択に資する情報

1 女性職員の採用割合

令和4年度新規職員採用なし

2 職員の女性割合

職員数	男性	女性	女性の割合
18人	17人	1人	5.6%

3 育児休業取得率（令和4年度）

取得者なし

○男女の給与の差異

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	141.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	140.0%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
事務局事務局長相当職	—
事務局課長相当職	—
事務局主幹相当職	—
事務局副主幹・係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

上記1について、女性職員（管理職）の給与と比較し、男性職員は勤続年数及び年齢的に若い職員が多いことから、男性の職員の平均給与より女性職員の平均給与が上回っている。任期の定めのない常勤職員以外の職員は男性職員のみであり、女性職員はいないため、非該当である。

上記2（1）・（2）については、情報公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得ると判断されることから非公表とし、その他の区分には女性職員がいないことから非該当である。